

掛川市条例第14号

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																
別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 幼稚園	別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 幼稚園																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市立大坂幼稚園</td> <td style="text-align: center;">掛川市大坂2805番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立大坂幼稚園	掛川市大坂2805番地	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市立大坂幼稚園</td> <td style="text-align: center;">掛川市三俣239番地の <u>1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立大坂幼稚園	掛川市三俣239番地の <u>1</u>	(略)	
名 称	位 置																
(略)																	
掛川市立大坂幼稚園	掛川市大坂2805番地																
(略)																	
名 称	位 置																
(略)																	
掛川市立大坂幼稚園	掛川市三俣239番地の <u>1</u>																
(略)																	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。